

第3編 災害応急対策計画

＜目次＞

第1章 基本方針	105
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	105
第2 円滑な災害応急活動の展開	105
第3 大規模事故等災害応急対策の実施	106
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	107
第1節 応急活動体制	107
第1 配備体制	107
第2 連絡・警戒体制	109
第3 水防対策本部及び災害対策本部	109
第4 現地災害対策本部	121
第2節 情報の収集・伝達及び報告	123
第1 情報収集・伝達手段の確保	123
第2 気象情報等の収集伝達	124
第3 被害情報の収集・調査	134
第4 被害状況報告	135
第5 施設等の被害調査	138
第6 被災者支援のための情報の収集・活用	139
第3節 防災関係機関等との連携促進	141
第1 自衛隊への派遣要請	141
第2 関係機関との連携	144
第4節 災害救助法の適用	147
第3章 円滑な災害応急活動の展開	150
第1節 水防活動	150
第2節 救助・救急、医療対策	151
第1 人命救出活動	151
第2 救急医療活動	151
第3 医療・助産対策	153
第3節 交通・輸送対策	155
第1 交通確保対策	155
第2 緊急輸送対策	156
第3 ヘリコプターの運航	157
第4節 避難対策	160
第1 避難指示等	160
第2 避難誘導	164
第3 警戒区域の設定	164
第4 避難所の開設	165
第5 避難所の運営	165
第6 避難所設備の整備	169

第5節 住宅の確保	171
第6節 食料・飲料水及び物資の供給	174
第1 食料の供給	174
第2 応急給水	175
第3 緊急物資の供給	176
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	178
第1 健康対策	178
第2 食品衛生対策	179
第3 感染症対策	179
第4 遺体の火葬等	180
第8節 生活救援対策	182
第9節 要配慮者支援対策	183
第10節 愛玩動物の収容対策	186
第11節 災害情報等の提供と相談活動	187
第1 災害広報	187
第2 災害相談	188
第3 災害放送の要請	189
第12節 廃棄物対策	191
第1 ガレキ処理	191
第2 ごみ処理	191
第3 し尿処理対策	192
第13節 環境対策	194
第14節 災害ボランティアの要請・受入れ	195
第15節 鉄道施設の応急対策	197
第16節 ライフラインの応急対策	198
第1 電力の確保	198
第2 ガスの確保	201
第3 電気通信の確保	204
第4 水道の確保	209
第5 下水道の確保	210
第17節 教育対策	212
第18節 保育対策	214
第19節 警備対策	215
第20節 旅客、帰宅困難者対策	216
第21節 農林関係対策	217
第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	219
第1 土砂災害	219
第2 道路	219
第3 河川	219
第4 ダム	219

第5 ため池	220
第6 森林	220
第7 農地・農業用施設	220
第8 宅地	220
第9 公園	220
第4章 大規模事故等災害応急対策計画	222
第1節 基本対策	222
第1 組織の設置	222
第2 配備、動員	224
第2節 情報の収集・伝達及び報告	226
第1 情報の収集・伝達	226
第2 (事故) 災害の報告	228
第3 被害調査	230
第3節 防災関係機関等との連携	232
第1 専門家・専門機関等への協力要請	232
第2 自衛隊への派遣要請	232
第3 関係機関との連携	235
第4節 災害救助法の適用	236
第5節 救援・救護活動	238
第1 捜索、救助、消火及び避難誘導活動	238
第2 救急医療活動	238
第6節 緊急輸送活動及び代替輸送	242
第1 交通確保対策	242
第7節 こころのケア対策	244
第8節 遺体の火葬等	245
第9節 雑踏事故の応急対応	246
第10節 危険物等への対策	247
第1 危険物等への対策の特殊性	247
第2 責任者等	247
第3 防災関係機関	247
第11節 災害情報等の提供と相談活動	250
第1 災害広報	250
第2 相談活動	251
第5章 個別対策	252
第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策	252
第2 原子力事故災害応急対策	257
第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策	264

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 過速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

- (1) 応急活動体制
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 防災関係機関等との連携促進
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部の設置・災害対策要員の確保・被害情報の収集・分析・伝達・通信手段・情報網の確保・防災関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">・災害情報の提供、広報活動の実施・災害救助法の適用・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施・水防活動等被害拡大防止活動の実施・要配慮者等の安全確保対策の実施・避難対策の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施・ライフライン応急対策の実施・交通規制等交通の確保対策の実施・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後 1日程度 以降)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none">・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・災害ボランティアの受入環境整備・土木施設復旧の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後 1週間程度 以降)		<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

- (1) 水防活動の実施
- (2) 救助・救急、医療対策の実施
- (3) 交通・輸送対策の実施
- (4) 避難対策の実施
- (5) 住宅の確保
- (6) 食料・飲料水及び物資の供給
- (7) 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
- (8) 生活救援対策の実施
- (9) 要配慮者支援対策の実施
- (10) 愛玩動物の収容対策の実施
- (11) 災害情報等の提供と相談活動の実施
- (12) 廃棄物対策の実施
- (13) 環境対策の実施
- (14) 災害ボランティアの要請・受入れ
- (15) 鉄道施設の応急対策の実施
- (16) ライフラインの応急対策の実施
- (17) 教育対策の実施
- (18) 保育対策の実施
- (19) 警備対策の実施
- (20) 旅客、帰宅困難者対策の実施
- (21) 農林関係対策の実施
- (22) 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進
- (23) 災証明の発行

第3 大規模事故等災害応急対策の実施

大規模事故における災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

- (1) 大規模火災・危険物事故応急対策
- (2) 原子力災害応急対策の実施
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

第2章　迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節　応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1　配備体制

1　配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配 備 基 準

組織	配備	配 備 基 準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1) 県の連絡員待機指令が発令されたとき。 (2) 市内又は市内通過河川上流部に相当な降雨が予想されるとき。 (3) この他、市長が必要と認めるとき。	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1) 河川水位が水防団待機水位(通報水位)を突破したとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第1号(待機)が発表されたとき。 (3) この他、市長が必要と認めるとき。	予め定めた人員(少數)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
(水防警戒体制本部)	水防第1号配備	(1) 水防第0号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第2号(準備)が発表されたとき。	予め定めた人員(少數)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防対策本部	水防第2号配備	(1) 河川水位が氾濫注意水位(警戒水位)を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 泛濫注意情報が発表されたとき。 (3) 市内通過河川に水防警報第3号(出動)が発表されたとき。 (4) 大雨警報(土砂災害)が発表されたとき。	予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル3(高齢者等避難)を市が発令するとき。 ※警戒レベル3の発令基準は、第3章第4節第1「避難指示等」に記載	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。
災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊又は土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。

2 配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット等を活用する。

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、指令を受けた部長は連絡網により所属職員に伝達する。

第2 連絡・警戒体制

市内において風水害により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき水防連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

1 水防連絡体制

予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。

水防計画も踏まえて対応するものとする。

- (1) 緊急連絡に備える。
- (2) 情報の収集及び整理をする。
- (3) 市民等からの問い合わせに対処する。
- (4) 状況に応じ体制を拡大又は縮小を検討する。
- (5) 市長等へ報告する。
- (6) 関係機関及び関係者間の情報連絡、収集、調整を行う。

2 水防警戒本部（警戒体制）

予め指定した職員により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。水防計画も踏まえて対応するものとする。

- (1) 応急活動配備体制等について
- (2) 応急対策活動の実施について
- (3) 関係施設等の予防措置の実施について
- (4) 水防対策本部の設置について
- (5) 配備体制の解除について

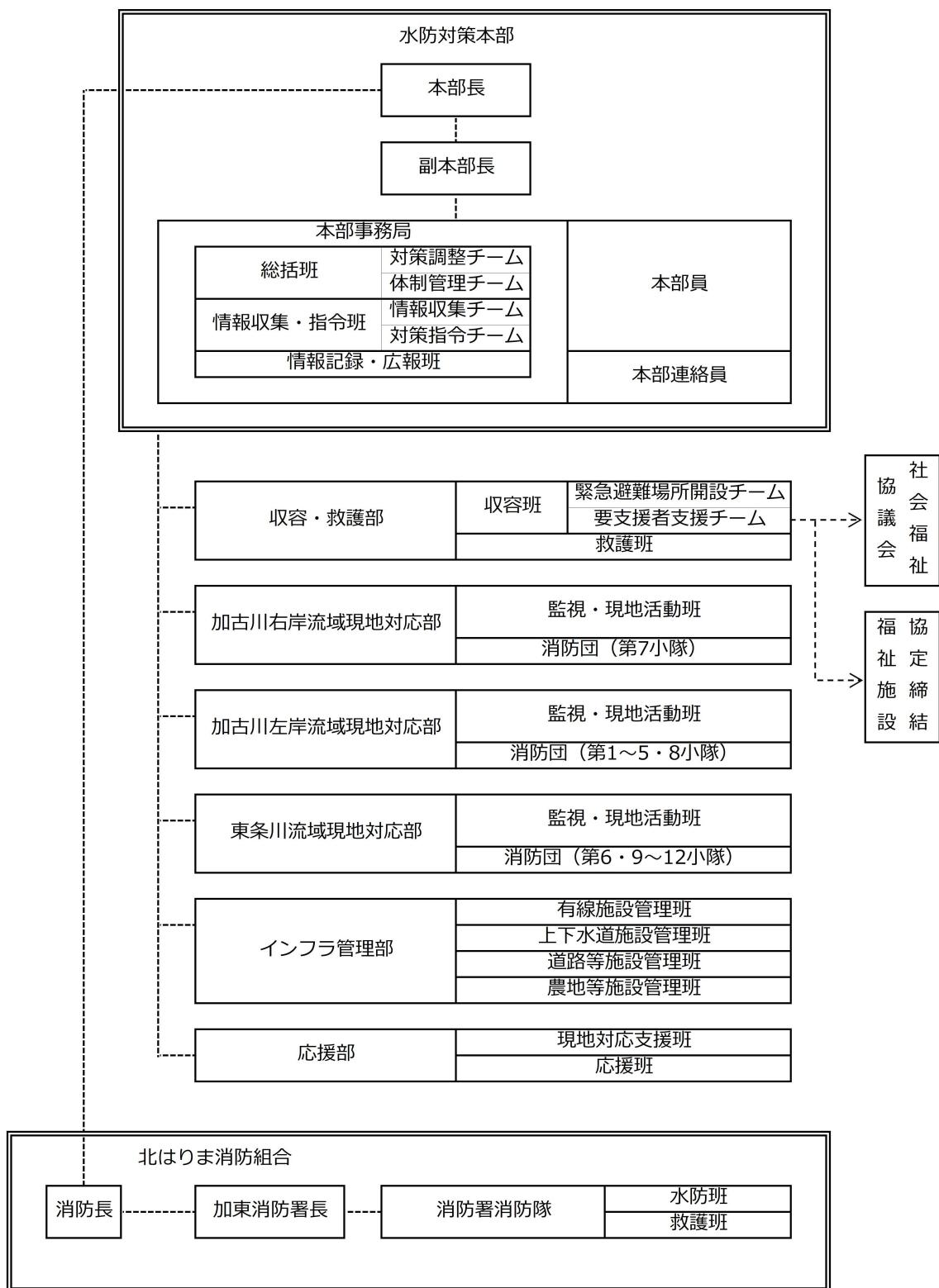
名称	加東市水防警戒本部
本部長	副市長
副本部長	教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内
設置基準	水防第1号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 水防対策本部に移行したとき。

第3 水防対策本部及び災害対策本部

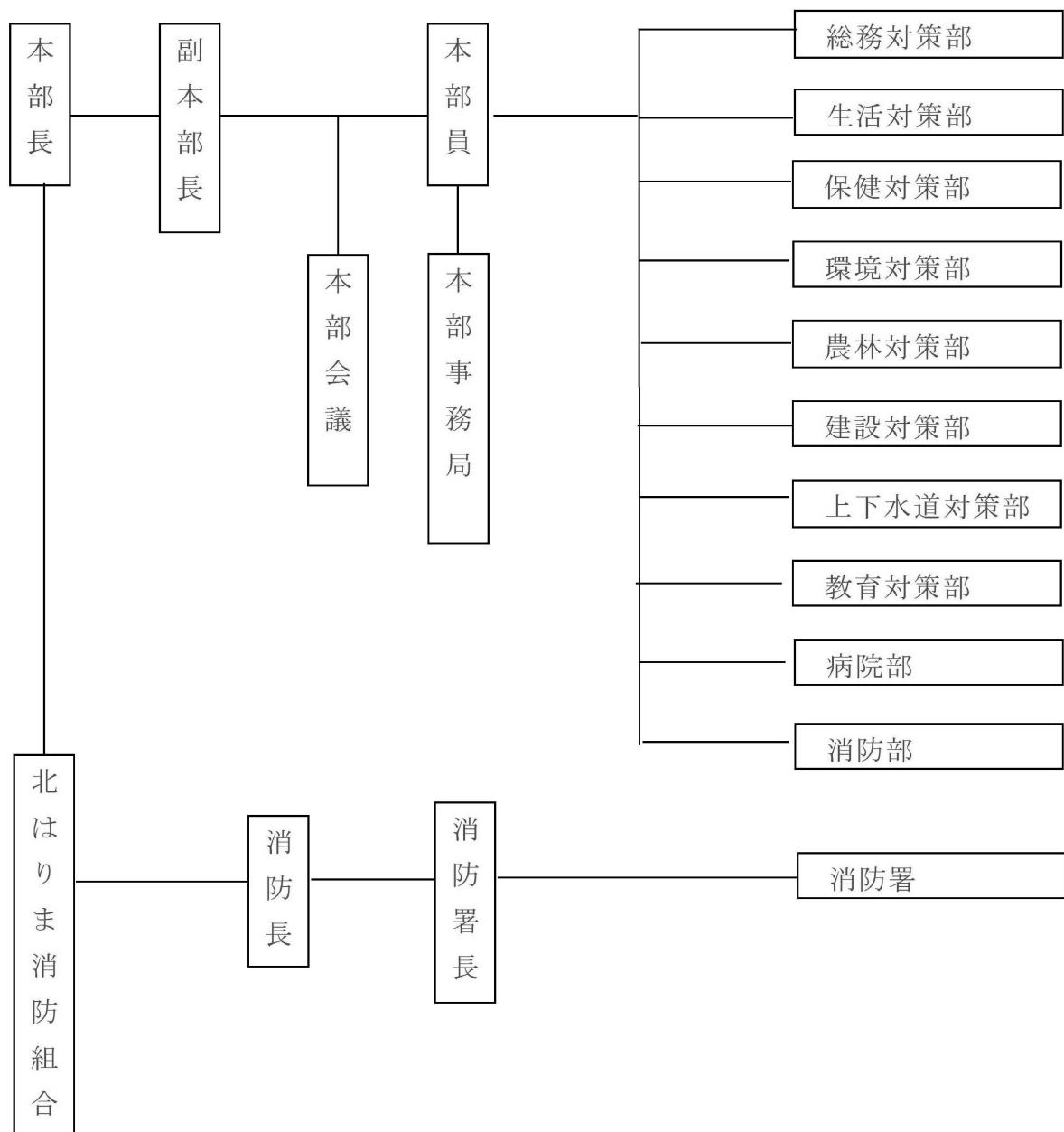
市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要が生じたときは、直ちに災害対策本部を設置する。

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監	副市長、教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、秘書広報課長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内	加東市役所内
設置基準	水防第2号配備の配備基準を満たしたとき。	災害第3号配備の配備基準を満たしたとき。
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

■組織図
水防対策本部



災害対策本部



■事務分掌

各部に共通する事務分掌	
1	所属職員の動員連絡に関すること
2	災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること
3	各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること
4	所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること
5	所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること
6	民間団体及び市民の協力に関すること
7	他部等への応援協力に関すること
8	施設利用者の安全確保に関すること

■水防配備体制における事務分掌

部	班名	事務分掌
本部員		1 水防対策本部の設置及び廃止 2 水防対策活動の総括 3 配備体制の決定 4 避難情報等の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、協定締結市町等） 6 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1 本部員と各部との連絡調整 2 各部からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1 水防対策本部の庶務・総合調整 2 収集した情報の分析 3 河川・雨量情報の収集及び氾濫予測
	【対策調整チーム】	1 本部員と各部との連絡調整 2 水防対策に関する県との調整 3 排水ポンプパッケージ車両運用の要請・指示 4 県への報告（フェニックス防災システムの入力含む） 5 Lアラート対応 6 被害報告書の作成 7 鴨川・大川瀬ダム、川代ダム放流情報の収集 8 消防本部・警察・自衛隊との連絡調整 9 ライフライン関係機関との連絡調整 10 自衛隊の派遣要請 11 応援協定に基づく応援要請 12 災害協定事業者との連絡調整 13 消防団の調整 14 区長等との連絡調整
	【体制管理チーム】	1 職員の配備状況の把握 2 職員の動員・配置 3 必要資機材の準備、緊急機材、用品等の調達 4 公用車の確保・準備 5 市庁舎の保全 6 本部会議室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7 その他水防対策体制保持に必要な事項の対応
	情報収集・指令班	
	【情報収集チーム】	1 市民等からの電話対応 2 受付けた情報の処理票作成
	【対策指令チーム】	1 収集した情報に対する対応の検討 2 対応する部・班の決定・連絡
	情報記録・広報班	1 被害情報・重要決定事項の記録・整理 2 被害情報・重要決定事項の庁内周知 3 各部所管の被害情報の取りまとめ 4 防災行政無線による放送、文字放送の提供 5 かとう安全安心ネットによるメール配信 6 ホームページによる広報 7 報道機関に対する情報提供・連絡調整

部	班名	事務分掌
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1 緊急避難場所の開設運営 2 避難者名簿の作成、報告 3 被災者への、食料、物資の配布
	【要配慮者支援チーム】	1 要配慮者の避難所収容 2 福祉避難所の開設準備 3 民生委員及び児童委員への連絡 4 要配慮者の対応
各現地対応部（共通）	救護班	1 避難所救護及び避難所内の衛生管理 2 被災者及び避難者の健康管理及び指導等 3 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の対応
	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	
インフラ管理部	監視・現地活動班	1 河川、水路、橋梁、ため池等のパトロール 2 記録写真の撮影 3 河川水位の監視報告及び樋門の管理（区長との協議による） 4 重要パトロール箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 土砂災害警戒区域等の情報収集 6 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 7 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 8 避難情報の広報及び避難者の誘導 9 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 10 水防資機材の搬送 11 道路規制及び水防団への道路規制の指示 12 交通規制 13 災害対策本部への現状報告
	有線施設管理班	1 所管施設の点検、保全措置 2 被災施設の復旧対応 3 所管施設被災による障害発生の広報
応援部	上下水道施設管理班	1 雨水排水施設の点検、排水障害物の除去等浸水予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生の広報
	道路等施設管理班	1 市道等浸水危険箇所の危険予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生の広報
	農地等施設管理班	1 農地等施設の危険予防の周知 2 被災施設の被害拡大防止
	現地対応支援班	1 土のう配送
	応援班	1 各部への応援

部	班名	事務分掌
消防団	第 1 小隊	1 災害の警戒及び防御
	第 2 小隊	2 道路規制警備
	第 3 小隊	3 被災者の救出及び救護
	第 4 小隊	4 避難情報の広報及び避難者の誘導
	第 5 小隊	5 被害情報の収集及び伝達
	第 6 小隊	6 災害現場の広報
	第 7 小隊	7 その他応急対策特命
	第 8 小隊	
	第 9 小隊	
	第 10 小隊	
	第 11 小隊	
	第 12 小隊	
(各小隊長)		

北はりま消防本部加東消防署

班名	担当係	事務分掌
指揮班	庶務係	1 職員の召集及び配備
通信班	予防係	2 気象情報の受理伝達
情報連絡班	危険物係	3 災害の広報活動
庶務班	警備係	4 災害の情報収集伝達
活動班	調査係	5 消防相互応援協定
	救急係	6 水防対策（警戒）本部との連絡調整 7 災害の警戒及び防御 8 被災者の救出、救護及び搬送 9 避難者の誘導 10 被害情報の収集及び伝達 11 災害現場の広報活動 12 被害の原因調査 13 その他応急対策特命事項

■災害配備体制における事務分掌

対策部	事務分掌
本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	<p>(防災課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置（廃止） 2 配備体制、その他本部命令の伝達 3 地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5 各部、各班との連絡調整等 <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等 9 災害、気象情報及び被害状況の収集 10 災害救助法の適用申請 11 防災功労者の顕彰等 12 その他本部業務の庶務
総務対策部 部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書広報課 企画政策課 まちづくり創造課 デジタル推進課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課	<p>(議会事務局)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ 2 部内の応援 <p>(秘書広報課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書 2 災害視察者その他見舞者の応接 3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4 災害に関する市民への広報 5 C A T Vによる広報 6 C A T V関連施設の被害状況把握及び機能確保 <p>(企画政策課・まちづくり創造課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3 災害復興計画の総合的な企画 4 部内の応援 <p>(人事課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員、各部の配置調整 2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4 災害救助、救援のための作業員等の雇用 5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6 職員被災状況の情報収集

対策部	事務分掌
	<p>(総務財政課・デジタル推進課)</p> <p>1 災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） • 地震情報、気象情報 • 道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 • 各部からの報告、本部要請事項 • 避難状況</p> <p>2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ</p> <p>3 市所有の情報システムの機能確保</p> <p>4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助</p> <p>5 義援金、救援物資の配分</p> <p>6 応急対策に要する資金の調達</p> <p>7 災害対策の予算及び財政計画</p> <p>(管財課)</p> <p>1 災害時優先電話の確保</p> <p>2 災害対策物資、資材の調達及び配達</p> <p>3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含）</p> <p>4 庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策</p> <p>5 庁舎内及び周辺の警備</p> <p>6 災害応急工事の契約等</p> <p>7 物的支援の受入れに対する対応</p> <p>(税務課)</p> <p>1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定）</p> <p>2 被災者台帳の作成及び災証明書発行</p> <p>3 被害に対する市税の減免及び徴収猶予</p> <p>4 市税全般の相談</p> <p>5 税に関する各種申請窓口の設置</p> <p>6 部内の応援</p> <p>(会計課)</p> <p>1 災害対策に必要な現金の出納</p> <p>2 災害関係費支出命令審査及び出納</p> <p>3 見舞金、義援金等の出納（受入れ）</p> <p>4 部内の応援</p>

対策部	事務分掌
生活対策部 部長 健康福祉部長 副部長 福祉総務課長 担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課	<p>(福祉総務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 2 福祉避難所の開設及び運営等 3 ボランティアの受入れ及び調整 4 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5 災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6 生活必需品及び物資の支給に関する事務 7 生活福祉資金等の融資 8 災害援護資金の貸付 9 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10 各種申請窓口の設置 <p>(社会福祉課・高齢介護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2 避難者の誘導、収容 3 要配慮者等の救援 4 被災者に対する食料品の調達、配給 5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6 救援物資の受入れ及び配送 7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 行方不明者の捜索、情報管理等 10 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11 被災者の生活（福祉）相談 12 その他被災者生活救援対策 <p>(人権協働課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2 避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3 部内の応援
保健対策部 部長 委員会事務局長 副部長 健康課長 担当課 健康課 委員会事務局	<p>(健康課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2 医療ボランティアの受入れ及び調整 3 医療機関等の被害調査及び応急対策 4 医療救護本部設置の検討 5 応急救護所の設置支援 6 傷病者名簿等の作成 7 保健衛生用資機材の調達 8 保健医療情報の収集 9 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10 保健衛生、感染症の予防対策 11 防疫活動（資機材、薬剤調達） 12 食品衛生及び食中毒の予防 13 被災者の心のケア対策及び健康管理 <p>(委員会事務局)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部内の応援

部	事務分掌
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課	<p>(生活環境課)</p> <p>1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2 応急仮設トイレの設置及び管理 3 し尿の緊急汲み取り 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6 災害廃棄物対策</p> <p>(市民課)</p> <p>1 災害窓口相談対応等 2 各種申請窓口の設置 3 遺体の収容及び処置、火葬等 4 部内の応援</p> <p>(保険医療課)</p> <p>1 医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2 部内の応援</p>
農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課	<p>(農政課・農地整備課)</p> <p>1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 ため池の被害調査及び応急対策 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4 治山施設の被害調査及び応急対策 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9 被災農家に対する農業共済金の支払 10 農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11 被災農畜産業者に対する資金の融資 12 穀物の調達</p> <p>(商工観光課)</p> <p>1 観光客の安全確保 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3 観光施設の被害調査及び応急対策 4 商工業被害等の調査 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整 6 被災者の雇用の促進要請 7 中小企業等の災害復旧資金の融資 8 部内の応援</p>

部	事務分掌
建設対策部	<p>(都市政策課・土木課・加古川整備推進室)</p> <p>1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3 管理施設の被害調査及び応急対策 4 建設業者等への協力要請 5 住家、人の被害調査（認定） 6 被災建物の応急危険度の判定 7 交通規制の指示及び実施 8 応急対策用資機材の調達 9 公共施設に関する被害調査及び応急対策 10 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11 応急仮設住宅の建設 12 民間住宅等のあっせん等住宅確保 13 被災住宅に係る支援 14 被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15 住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16 災害救助法による住宅の応急修理</p>
上下水道対策部	<p>(管理課・工務課)</p> <p>1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2 緊急時の活動用水供給 3 飲料水確保及び供給 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 5 応急給水計画の作成及び実施 6 資機材等の調達 7 水質検査等の実施 8 浸水対策 9 排水施設の管理及び運転 10 水道料金等の減免及び徴収猶予 11 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡</p>

部	事務分掌
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課	(教育委員会各課) 1 施設利用者の安全確保の指示 2 避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3 所管施設の被害調査及び応急対策 4 被災者に対する炊き出し等の協力 5 被災者に対する救援物資の配布 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7 学校、PTAとの連絡調整及び協力要請 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 学校給食施設との連絡調整 10 県教育委員会及び関係機関への報告 11 災害による応急教育施設及び教育の確保 12 災害救助法による学用品の給与 13 園児の保護及び応急保育 14 被災園児、児童、生徒の保護・援護 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 16 文化財等の被害調査及び応急対策
病院部 部長 病院事業管理者 副部長 病院事業部事務 局長 担当課等 病院各課	(病院各課) 1 負傷者の治療 2 医療救護 3 応急救護所の設営等 4 死体の検案等 5 医療用資機材等の調達及び要請 6 近隣医療機関への応援
消防部 部長 消防団長 副部長 消防団副団長 担当課等 消防団	(消防団) 1 警戒パトロール実施 2 警戒及び防御 3 消火、救護、救出 4 情報収集、伝達 5 災害状況報告の整理 6 消防団の出動及び連絡調整 7 資機材の確保、配分及び輸送 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査

第4 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策基本法第23条の2第5項及び加東市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 市町村長の避難の指示等（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）
- (2) 立退きの指示（水防法第 29 条、水防管理者の権限）
- (3) 市町村長の警戒区域設定権等（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）
- (4) 通行の禁止又は制限（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

第2節 情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATVをいう。以下同じ)	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	加東市防災気象情報サイト	気象会社～市民等
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム (フェニックス防災システム)	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系／地上系)	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	Lアラート	災害対策本部～放送局・アプリ事業者等のメディア～市民等
	防災行政無線(同報系)	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

2 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市役所に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話(株)の

オペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

第2 気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

1 気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動（警戒レベル相当情報）」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより市民に伝達する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。

	特別警報	きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表す

	意報	る。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基 準 等
気象注意報	風雪 (平均風速)	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う
	強風 (平均風速)	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨(雨量)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指數7 土壌雨量指數99
	洪水(雨量)	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指數 東条川流域19.6、千鳥川流域12.2、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指數と流域雨量指數の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.3）、東条川流域（5、19.6） 千鳥川流域（5、10.4）、三草川流域（5、7.5）
	大雪(12時間 降雪の深さ)	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上 山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧(視程)	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜(最低気温)	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4°C以下 姫路2°C以下
	低温 (最低気温)	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 -4°C以下
気象警報	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温 2°C以下
	暴風 (平均風速)	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上
	暴風雪 (平均風速)	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う
	大雨(雨量)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指數18 土壌雨量指數135

	洪水(雨量)	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指數 東条川流域24.6、千鳥川流域15.3、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指數と流域雨量指數の組合せ）による基準値 加古川流域（5、48.5）、千鳥川流域（5、11.6）、 三草川流域（5、9.3）
	大雪(12時間 降雪の深さ)	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(3) 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

	解説
台風に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 台風の接近によって災害が予想されるとき。 3時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/s以上の暴風域、風速15m/s以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約50分後 台風が日本に近づき（300km以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と1時間後の推定値、最大72時間先までの予報を3時間毎に発表
大雨に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による災害の発生が予想されるとき。 雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な1時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気圧配置に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよぶ

る情報	ぶと予想されるとき。
-----	------------

(4) 水防活動用気象注意報・警報

気象台が発表する水防関係機関が水防活動の利用に適合する気象、洪水についての予報及び警報で大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う水防活動用警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもってなされる。(指定河川に対する洪水注意報・警報は除く。)

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(5) 火災警報

気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ア 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となる見込みのとき。

イ 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部12m/s、北部10m/s、海上で15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル (大雨警報（浸	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨

水害) の危険度分布)	量指標の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。・「危険」（紫）：各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。・「注意」（黄）：各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようする。・「今後の情報等に注意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
洪水キックル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指標の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【5段階：必要とされる行動等】 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。・「今後の情報等に注意」（水色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指標の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支線氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(2) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル

		・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	2に相当。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。	

対象区域

加古川 上流	左岸 多井田字大上 48 番地先から三木市別所町（美嚢川合流点）まで
	右岸 上滝野字塩谷 1 番地 1 先から小野市黍田町まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水位			
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断	はん濫危険 (特別警戒)
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

(3) 水防警報

国土交通大臣（姫路河川国道事務所）又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。

① 国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

警報の種類

種類	内容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令される。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況が通知される。

警報の発令基準

待機	準備	出動	解除
はん濫注意（警戒）	はん濫注意（警戒）	はん濫注意（警戒）	水防活動の必要がなく

水位に達する約3時間前	水位に達する約2時間前	水位に達する約1時間前	なったとき。
-------------	-------------	-------------	--------

注) 待機及び準備の2段階は省略されることがある。

注) 警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域

加古川	左岸 多井田字大上 48番地先から海まで
	右岸 上滝野字塩谷 1番の1地先から海まで
東条川 (一部)	左岸 小野市久保木町字下川田 1211番3地先から加古川への合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785番3地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水 位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m

② 知事警報

警報の種類

種類	内 容
第1号待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号出動	水防活動に出動させるもの
第4号解除	水防活動を終了させるもの

警報の発令基準（知事）

種類	標準的な発令基準
第1号 (待機)	水位が水防団待機（通報）水位を概ね10cm上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
第2号 (準備)	水位が水防団待機（通報）水位とはん濫注意（警戒）水位の概ね2/3に達し、はん濫注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。
第3号 (出動)	水位がはん濫注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。
第4号 (解除)	水位がはん濫注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の2段階は省略されることがある。

注) 警報を発令できない場合は、理由を付して通知される。

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
吉井（県）	吉井	1.50m	2.00m

(4) 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣）

観測所名	所在地	水位	
		避難判断	
国包	加古川市上荘町国包		4.70m

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水位	
		避難判断	
吉井（県）	吉井		3.30m

(5) 水防指令

県水防本部長（知事）が県の機関に発する水防態勢につく指令

水防指令の種類

種類	内容
第1号	県機関の職員が第1非常配備態勢につくべき指令
第2号	県機関の職員が第2非常配備態勢につくべき指令
第3号	県機関の職員が第3非常配備態勢につくべき指令
解除	県機関の水防非常配備態勢を解除する指令

3 土砂災害に係る情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が共同して発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

気象台が気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

【5段階：必要とされる行動等】

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
- ・「今後の情報に留意」（白）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

4 その他情報

災害により関係する観測点における最新情報の収集に努める。

- (1) 雨量情報
- (2) 水位情報
- (3) その他予測情報

資料

- 2-13 雨量の観測所
- 2-14 水位の観測所

第3 被害情報の収集・調査

1 被害状況の収集

市民、地区（自治会）、自主防災組織、消防団、北はりま消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

収集すべき主要な情報は、次のとおりである。

- (1) 人的被害状況
- (2) 家屋被害状況

- (3) 火災状況
- (4) 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 防災関係機関の地震防災応急対策状況
- (7) ライフラインの状況（電気・ガス・上（下）水道・通信等）
- (8) 公的施設の被害状況
- (9) その他災害に関する各種の情報、資料等

2 情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとるとともに、県、警察、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。

3 点検・巡視等

警戒段階から市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、北はりま消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中に、異常（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、スマートフォン等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4 異常現象の通報等

災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察に通報するものとする。

異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、気象台及びその事象に關係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。

第4 被害状況報告

1 報告基準

災害により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告系統

県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特

に配慮し、迅速な報告に努める。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。

ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3 報告手段

災害状況の報告は、以下の手段による。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

※ 消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、北はりま消防本部が行う。

（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）

② 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、北はりま消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。

③ 市（水道管理者）は、水道の供給等に支障を來した場合、速やかに県にその状況を通報する。

(2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県に報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県に報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、→はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部）→ 県（災害対策本部）→ 国（消防庁） * 通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） ↓ → 国（消防庁） * 県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） ↓ → 国（消防庁） * 県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） (文書) ↓ 国（消防庁）

第5 施設等の被害調査

1 所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、外観目視、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があつたものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) 被災者台帳の作成

調査結果を基に、被災者台帳を作成する。

資料

- 3-2 関係機関等の連絡先一覧
- 3-4 被害程度認定基準
- 3-5 調査事項・報告先一覧
- 3-6 県への要請事項・報告先一覧

第6 被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

1 内容

(1) 市民等からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（被災者台帳に記載する事項）

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先

- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 防災関係機関等との連携促進

災害による大規模な被害が発生し、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡及び調整を行い、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

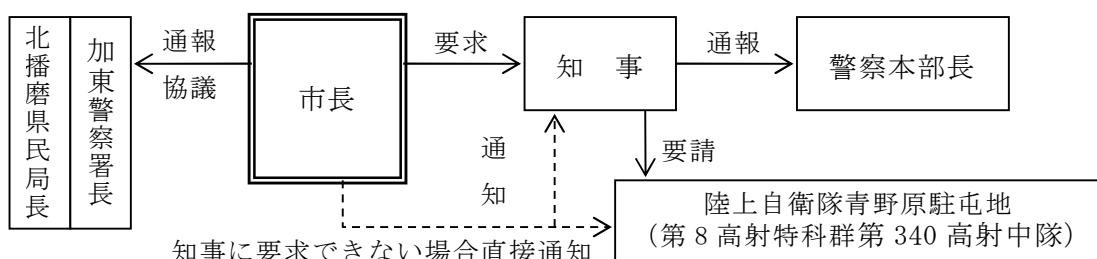
- ① 灾害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 灾害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとされている。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

■ 派遣及び撤収要請手続経路



2 要請先等　※連絡先等一覧

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地(第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 平日 531 土日祝 403	

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助 (通常、他の救援作業等に優先して実施)
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具 (必要な場合は、航空機等) による消防機関への協力 (消火剤等は、通常、関係機関が提供)
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策 (薬剤等は、通常、派遣要請者が提供)

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 納食、納水及び入浴支援

納食、納水及び入浴支援

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものと除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものと除く。）

7 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平常時から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長及び大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣するものとされている。
- (2) 災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、要請を待つまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとるものとされている。

〈 自主派遣の判断基準 〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

- ③ その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することになっている。

第2 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

① 職員の応援派遣要請

災害応急対策及び災害復旧活動に必要があるときは、次の事項を明示し、職員の派遣を要請する。

なお、緊急の場合は電話、FAX等で連絡することとし、正式書類は早急に送付する。

ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する職種別人員

エ 派遣される職員の給与、勤務場所等

オ 活動内容

カ その他必要な事項

② 相互応援の範囲

ア 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所要施設の利用

イ 被災者の食糧、飲料水、その他の生活必需品の提供

ウ 医療活動、感染症対策活動のための職員の派遣及び所要設備の利用及び医薬品等の提供

エ 復旧のための土木系技術職員の派遣及び資機材の提供

オ 廃棄物（し尿、ごみ）の収集運搬及び処理のための職員の派遣及び車両等の提

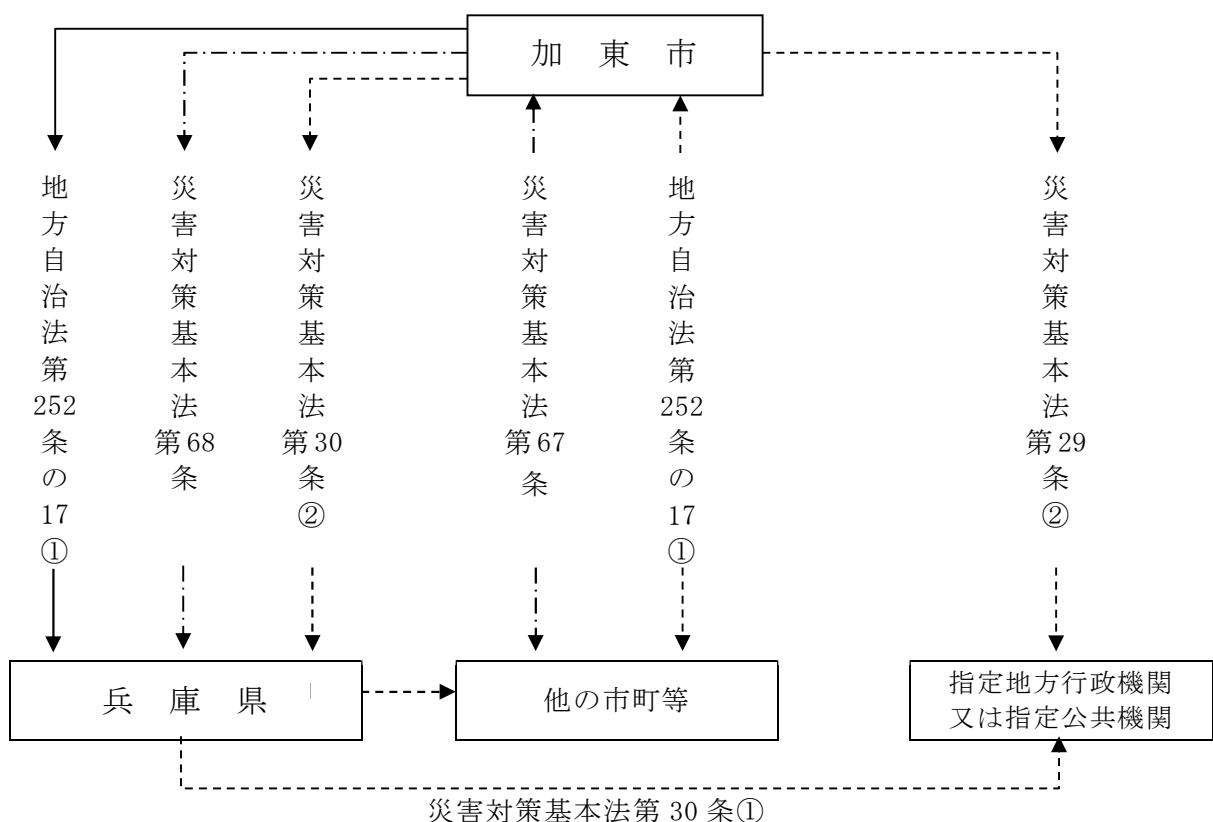
供

- カ 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣及び資機材等の提供
- キ 上下水道施設の復旧のための職員の派遣及び車両並びに資機材の提供
- ク 消防職員の派遣
- ケ その他応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図



注) → 全般的な相互応援協力要請
→ 応援措置実施の要求
→ 職員の派遣要請

2 消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部に応援要請を行い、その後市長に報告する。

② 緊急消防援助隊の要請

市長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

③ 応援要請に関する連絡事項

応援要請を行う場合、次の事項を応援先に連絡する。

- ア 災害の発生場所及び被害概要
- イ 必要とする車両、人員及び資機材
- ウ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等）
- エ 集結場所及び活動内容
- オ その他必要事項

④ 応援隊の誘導

応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加東消防署職員が行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資料

4-1 協定一覧

5-1 消防の体制

第4節 災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

1 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市の区域内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 滅失世帯数の算定

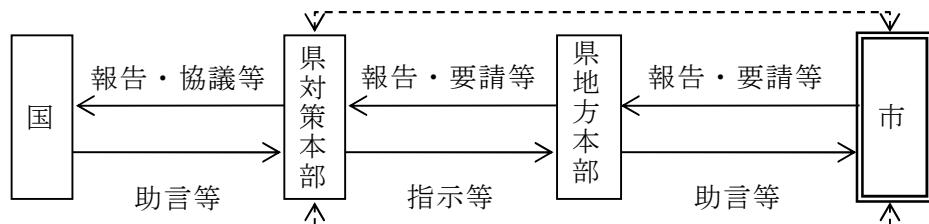
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- ① 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1
- ② 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 $1/2$
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 $1/3$

3 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況等を知事に報告する。

※参考（適用手続きの体系）



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルート

4 救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 救助の応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、他市町に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

資料

12-1 災害救助法による救助の基準

12-2 災害救助事務フローチャート

第3章 円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

第1節 水防活動

水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。

第2節 救助・救急、医療対策

災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。

第1 人命救出活動

1 救出

- (1) 市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

2 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。行方不明者情報を収集し、行方不明者のリストを作成して、北はりま消防本部、警察、自衛隊等と連携して捜索する。

3 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、北はりま消防本部等への通報

4 その他

救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者等に支援を要請する。

第2 救急医療活動

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに北はりま消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 負傷者等の発見を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② 応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

4 負傷者等の収容

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
 - ① 救急告示病院・診療所
 - ② その他の医療施設
 - ③ 公民館、学校等に設置された救護所及び県設置の救護センター
 - ④ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失すことなく関係機関に協力を要請する。

6 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 災害対策本部が設置された場合
本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。
- (2) 災害対策本部が設置されない場合
市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置

(1) 次の場合に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため対応できない場合
- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所では、次の活動を行う。

- ① 傷病者のトリアージ

注): トリアージとは、救急医や救急救命士らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 傷病者の応急処置
- ④ 助産
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 遺体の見分

(3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、(一社) 小野市・加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

多数の傷病者が発生した場合は、県及び(一社) 小野市・加東市医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

(2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は、要配慮者を含めた被災者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3 医療マンパワーの確保

医療マンパワーの確保を必要とするときは県に応援を要請する。

4 患者等搬送体制

北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

5 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	期間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行う。

(2) 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保する。医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関（特に病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請する。

資料

6-2 災害時の医薬品等の供給体制

10-1 要配慮者利用施設

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1 交通確保対策

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集にも努める。

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会による災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

交通規制実施区分

実施責任者	範 囲	根拠法令
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項第1号 道路法 第46条第1項第2号
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認める場合 2 災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するために必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

- ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。
- イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

① 輸送に当たっての配意事項

輸送活動を実施するに当たって、次のような事項に配意する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ア) 上記アの続行
- イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ア) 上記イの続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ) 生活必需品

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関する機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

2 緊急輸送

- (1) 市は、緊急輸送が必要な時は、協定締結輸送業者等へ応援を要請する。また、緊急輸送に対応できるよう、平常時から様々な輸送業者との協定締結に努める。
- (2) 協定締結輸送業者だけでは、十分に人材が確保できないときは、協定未締結の輸送業者等への応援を依頼する。
- (3) 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報の提供に努める。
- (4) 状況に応じて、市の所有する公用車も活用する。

第3 ヘリコプターの運航

1 要請基準

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

2 要請手続き

市長若しくは消防長又はそれらの者から委任された者が、県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。(「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等)

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 333-0119
 FAX (078) 325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900～9902
 FAX (078) 362-9911

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）

昼間 TEL (079) 497-7000(代)
 FAX (079) 438-8800

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について確認する。

資 料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第4節 避難対策

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令

- (1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令する。
- (2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令する。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する。
- (3) 市は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。
- (4) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努める。
- (5) 市は、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- (6) 市は、避難指示等の迅速・適格な判断をするため、神戸地方気象台との間のホットラインの活用等を図るとともに、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準や伝達方法を事前に明確にしておくよう努める。
- (7) 市は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

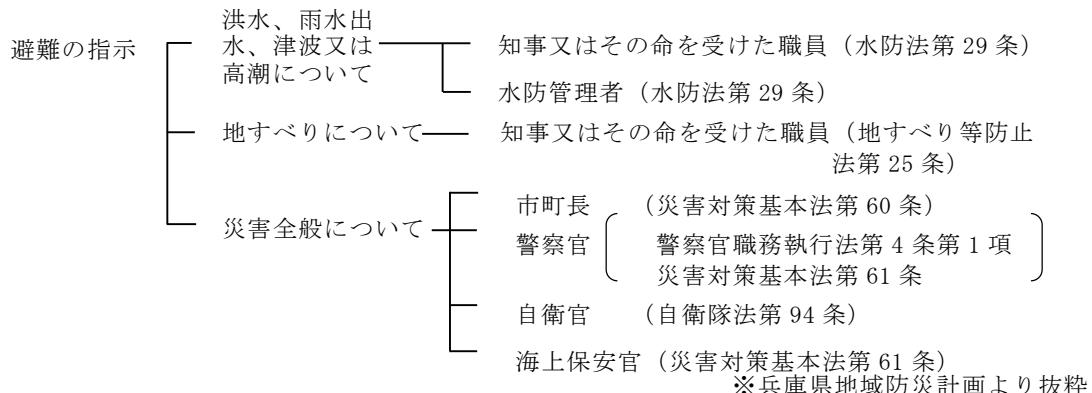
避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none">●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！<ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>なお、高齢者等とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者ことを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難がのぞましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

市長は、避難指示にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

【参考資料:避難の指示】

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。
(災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項)



2 発令の基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡回報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	洪水予報河川	水防警報河川・水位周知河川		左記以外の中 小河川等
	加古川（板波）	東条川 (吉井上流)	千鳥川 (家原)	リアルタイム の水位観測が できない中小 河川又は水路
警 戒 レ ベ ル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位（板波：4.20m）に到達し、氾濫警戒情報が発表された場合 ・水害リスクラインで避難判断水位超過相当（赤）が市内に出現した場合 	<p>避難判断水位（吉井上流：3.30m、家原：2.70m）に到達した場合</p> <p>洪水警報の危険度分布で警戒（赤）が市内に出現した場合</p>		
	堤防に軽微な漏水、浸食等が発見された場合			
警 戒 レ ベ ル 4	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（板波：5.00m）に到達し、又は水位予測に基づき、水位の上昇が見込まれて氾濫危険情報が発表された場合 ・水害リスクラインで氾濫危険水位超過相当（紫）が市内に出現した場合 	<p>氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、吉井上流：3.90m、家原：3.10m）に到達した場合</p> <p>鴨川ダム・大川瀬ダム管理所から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があり、河川氾濫が予想される場合</p> <p>洪水警報の危険度分布で危険（紫）が市内に出現した場合</p>		
	堤防に異常な漏水、浸食等が発見された場合			

警戒 レベル 5	緊急 安全 確保	・氾濫が発生し、氾濫発生情報が発表された場合	市内に大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
		・水害リスクラインで氾濫している可能性（黒）が市内に出現した場合	
		洪水警報の危険度分布で災害切迫（黒）が市内に出現した場合	
・堤防に異常な漏水、侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれがあった場合 ・樋門等の施設の機能障害が発見された場合や排水ポンプ場の運転を停止せざるをえない場合 ・堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合			

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で警戒（赤）が出現した場合
警戒 レベル 4	避難指示	・市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で危険（紫）が出現した場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
警戒 レベル 5	緊急安全確保	・市内に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で災害切迫（黒）が出現した場合 ・土砂災害の発生が確認された場合

(3) ため池災害

風水害に伴うため池災害による人的被害が近年発生している。ため池災害に対する避難指示等の発令のための一連の指標の設定は難しいため、気象情報や現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒 レベル 3	高齢者等避難	・ため池管理者から漏水等の前兆現象の報告があった場合 ・警戒巡視又は市民等により漏水等の前兆現象が発見された場合
警戒 レベル 4	避難指示	・ため池管理者から亀裂、小規模の崩れ等の報告があった場合 ・警戒巡視又は市民等により亀裂、小規模の崩れ等が発見された場合
警戒	緊急安全確保	堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合

レベル5		
------	--	--

3 避難指示等の伝達方法

- (1) 市は、直ちに、防災行政無線、レアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、ひょうご防災ネット（かとう安全安心ネット）、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難指示等を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、CATVの活用も図る。
- (3) 市は、避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- (4) 市は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとるべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。

4 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 避難誘導

- (1) 市は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。
- (4) 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）。
- (5) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物や屋内の安全確保措置を指示する。

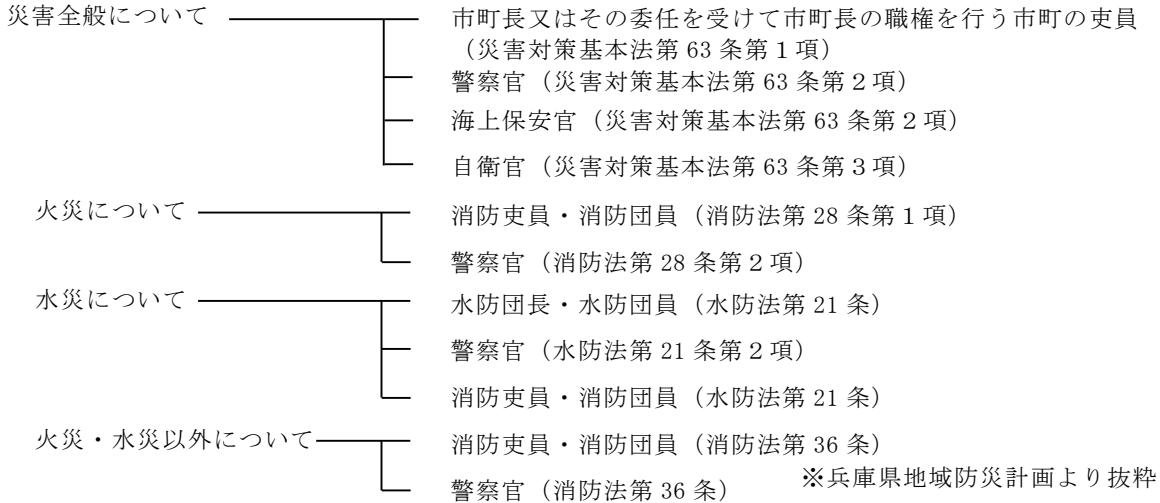
第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。なお、警戒区域を設定した場合は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施することとする。

【参考資料：警戒区域の設定】

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)



第4 避難所の開設

- (1) 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することができる。
- (2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (5) 市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第5 避難所の運営

1 避難所の追加指定等

想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性

等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

2 開設期間

被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。

3 避難所の運営

(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

(2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

(4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

(5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。

(7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

(8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)

- (9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーテイションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
- (12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース及び資材の確保に努める。
- (13) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

4 保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。
- ② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。
- ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、(一社)小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理するとともに、簡易トイレ、トイレカ一、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施設名	所在地	電話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126

東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912
-----------------	-----------	---------

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5 広域避難又は広域一時滞在

(1) 県内における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

協議を受けた市町は、被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 県が他の都道府県から協議を受けた場合

他の都道府県から被災者の受入れの協議を受けたとき、県は、受入れが可能と考えられる市町に協議を行うため、県から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

広域避難又は広域一時滞在を行った場合、受入れ市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(1) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避

難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

- (2) 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

7 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

要配慮者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 その他

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機関に連絡する。

第6 避難所設備の整備

1 スペースの配置

避難所の生活対策部は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■ スペース（例）

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ○生活スペース | ○休憩スペース | ○更衣スペース |
| ○洗面・洗濯スペース | ○救護所スペース | ○物資保管スペース |
| ○配膳・配給スペース | ○駐車スペース | |

2 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。

特に、季節の特性や要配慮者等に配慮する。

■ 避難所の設備（例）

- | | | |
|----------|------------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ（洋式） | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

資料

7-1 避難所一覧

第5節 住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の要請

市は応急仮設住宅の供与を県に要請するに当たり、次の事項を可能な限り示す。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする型別戸数、設置場所
- ③ 連絡責任者

(2) 供与対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 住居する住家がない者
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

応急仮設住宅は建設するだけでなく、県と内閣府との協議に基づき、民間賃貸住宅の借上げによる供与も検討する。

(5) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

(6) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- ② 必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(7) 入居者の認定

- ① 自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。
- ② 高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

(8) 管理主体

市が通常の管理を行う。

(9) 生活環境の整備

- ① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県は被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応するものとされている。

3 住宅の応急修理

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。
 - ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - ② 修理を必要とする戸数
 - ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - ④ 派遣を必要とする建築業者数
 - ⑤ 連絡責任者
 - ⑥ その他参考となる事項

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無

⑥ その他参考となる事項

5 住宅相談窓口の設置

県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資料

11-1 応急仮設住宅建設候補地一覧

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。

第1 食料の供給

1 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児及び食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

3 食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

4 食料の輸送・配布等

- (1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については物資輸送に関する協定締結物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物

資を輸送できるよう、調整を行う。

(2) 食料の配布

供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。

配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。

ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない要配慮者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 炊き出し

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。

避難所での炊き出しは、自主防災組織、地区（自治会）、ボランティア、自衛隊等に要請する。

学校給食センター概要

所在地	電話	1回最大食数(食)	配達車(台)
山国 2007-125	42-0074	5,000	3

第2 応急給水

1 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

2 水源及び給水量

(1) 水源

浄水場、配水池等水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ 同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

3 給水方法及び広報

- (1) 運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。
- (2) 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、次の事項を可能な限り明らかにして応援を要請する。
 - ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

4 給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。

災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。

なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 $5,500\text{m}^3/\text{日}$ 、秋津浄水場 $2,740\text{m}^3/\text{日}$ である。

第3 緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。

1 供給の対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- (1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対

応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーテーション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

3 供給

備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。

また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

資料

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

災害時におけるP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第1 健康対策

1 巡回健康相談の実施

- (1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。
- (3) 県と協力して、サービス提供に向け保険・医療・福祉関係者、民生委員、児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（D P A T）等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (5) 県と協力して、巡回健康相談、家庭訪問及び健康教育により、衛生管理及び危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化又は増加の防止及び感染症、食中毒及び高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会災害支援チーム（J D A – D A T）等と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
- (3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、健康調査、情報提供、知識普及活動に協力する。

4 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第17節 教育対策」の項を参照)

第2 食品衛生対策

県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第3 感染症対策

災害発生時における感染症対策について定める。

1 感染症対策

(1) 感染症対策の推進

必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、地区（自治会）、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動の推進

防災行政無線、CATV、回覧、広報紙や避難所での掲示等により感染症予防の周知を図る。

(3) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合に、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

① 速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

ア 飲料水の消毒

イ 家屋の消毒

ウ トイレの消毒

エ 芥溜、溝渠の消毒

オ 患者輸送用器などの消毒

薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法	
全壊・半壊家屋	クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム 逆性石鹼	全半壊戸数 全半壊戸数 井戸の数（概数）	×200 g ×6 kg ×1340ml

② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものとする。

③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

① ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

② ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(6) 生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 避難所の感染症対策指導等

県感染症対策担当職員（加東健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(8) 報告

感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。

2 その他

県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第4 遺体の火葬等

1 遺体の搜索等

- (1) 消防機関は、発災4日以降所在の確認できない者の搜索を警察、自衛隊等関係機関及び自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て実施する。
- (2) 搜索活動は災害発生の日から10日以内で実施する。

2 遺体の処置

- (1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。発見された遺体については、警察と協力して身元確認作業を行う。

(2) 遺体の搬送

警察など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

(3) 遺体収容場所

① 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

② 収容期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施 設 名	所 在 地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

(3) 火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。

第8節 生活救援対策

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民、遺族又は世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。
- (2) これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

2 救援物資

- (1) 物資の受入場所として、あらかじめ指定する地域防災拠点（物資集積拠点）をあてるものとする。
- (2) 地域防災拠点（物資集積拠点）から避難所までの物資の搬送について、（一社）兵庫県トラック協会等の協定締結団体に依頼するものとする。
- (3) 物資の仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努め、被災者に対し、物資を配布するものとする。

第9節 要配慮者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

1 情報の提供

- (1) 情報伝達ルート…自主防災組織、地区（自治会）、民生委員、児童委員、消防機関、社会福祉協議会等
- (2) 伝達手段………防災行政無線、C A T V、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、広報車、広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等
(→「第3章 第11節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)

2 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

3 生活支援

- (1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

- (2) 要配慮者トリアージの実施

被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

- (3) 専門家による支援

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

- (4) 避難所の確保

要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

- (5) 避難所等における配慮

- ① 相談窓口の設置

避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談

対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

4 住まい支援

- (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。
- (2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮をする者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(→「第3章 第5節 住宅の確保」の項を参照)

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

- (1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
- (2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

市内外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 安否確認

県、警察及び外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

(2) ニーズの把握

外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握する。

(3) 相談体制の確立

外国人用の相談窓口、支援センター等を開設するよう努める。

7 要配慮者利用施設に対する指導・助言

介護保険施設等の要配慮者利用施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

資料

10-1 要配慮者利用施設

第10節 愛玩動物の収容対策

災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。

1 動物救援本部

- (1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。
- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
 - ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
 - ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
 - ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
 - ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - ⑥ 動物に関する相談の実施等
- (2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。
- (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

2 死亡動物の処理

(1) 実施責任

災害により死亡した牛、馬、羊、豚、犬及び猫等（死亡動物）の処理は、原則として所有者が行う。ただし、所有者が不明又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が処理を行う。

(2) 処理方法

市は、死亡動物発見の通報を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生措置を実施する。

所有者が不明の死亡動物は直ちに収集し、関係機関と協議の上焼却又は埋却する。

第11節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

第1 災害広報

1 基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

- (1) 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
- (3) 避難所の設置状況
- (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (5) ライフラインの状況
- (6) 医療機関の状況
- (7) 感染症対策活動の実施状況
- (8) 食料、生活必需品及び燃料の供給状況
- (9) 相談窓口の設置状況
- (10) その他市民や事業所のとるべき措置

2 市における広報体制等

- (1) 災害時の広報体制

- ① 災害広報責任者

災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。広報は総務対策部で対応し、災害広報責任者は総務対策部長とする。

- ② 広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。

- (2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
 - ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
 - ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。

④ 区長（自治会長）や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

ア 記者発表は原則として、副本部長が行う。

イ 災害報道対応窓口を設置し、記者クラブを通じて発表する。

② 市民に対する広報

ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。

イ 防災行政無線、CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート等のみならず地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、地区（自治会）等

イ) 伝達手段………防災行政無線、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ア) 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等

イ) 伝達手段………広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

第2 災害相談

1 市における相談窓口

市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。

また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること。
- (2) 火葬許可書の発行に関すること。
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関すること。
- (4) 災証明に関すること。

- (5) 住宅、土砂災害に関すること。
- (6) 道路、上下水道に関すること。
- (7) 保健・衛生・医療に関すること
- (8) 福祉、災害弔慰金、義援金に関すること。
- (9) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。
- (10) ごみ、し尿に関すること。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM CO・CO・LO）の各放送局を利用する方が適切と認める場合は、やむを得ない場合を除き、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

2 緊急警報放送

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- ① 市民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

3 県及び放送事業者との連携

- (1) 高齢者等避難及び避難指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やか

に伝達する。

- (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第12節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第1 ガレキ処理

(1) 災害発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間をする場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 撤去作業

災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

② 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) その他

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2 ごみ処理

(1) 災害発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等においても生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても収集は、遅くとも3～4日以内には開始し、7～10日以内に収集を完了することを目標とする。

② 生活ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 県等への応援要請

ア 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

第3 し尿処理対策

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置する。なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

(4) 県等への応援要請

① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。

資料

9-4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧

9-5 環境衛生関係施設

第13節 環境対策

災害により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

1 被害状況の把握

県が実施する、工場・事業場から有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

2 応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。
 - ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福)加東市社会福祉協議会と連携し、受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、災害救助法が適用され、県から事務の委任をうけた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ③ 災害ボランティアセンターは、できるだけ市役所庁舎周辺に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティニアーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

- ① 被災地住民・被災地区（自治会）の意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティニアーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣すること。

う努めること。

- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との円滑な連携や関係づくりに努めること。
- ⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

第15節 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道㈱は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

1 対策本部の設置

災害等の発生又は発生の恐れがある場合は、総括本部対策本部および現地対策本部を設置する。

2 初動体制

お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。

3 運転規制

災害時運転取扱手続きおよび近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規制基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準に達した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。

4 旅客等の救護及び避難

現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様の救護や避難誘導等にあたること。また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。

5 復旧

現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要因配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保

関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。

1 防災体制

(1) 地域における防災体制

関西電力送配電㈱の各本部が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長及び本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- ① 播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- ② 播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
- ③ 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
- ④ 播磨・但馬地域発販等警戒本部
- ⑤ 播磨・但馬地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

総本部の設置については、関西電力㈱の長と関西電力送配電㈱の長が協議し、決定する。

- ① 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力㈱と関西電力送配電㈱が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
- ② その他必要な場合

(3) 体制の確立

関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

- ① 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- ② 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

- ① 気象、地象情報

- ② 一般被害情報
- ③ 社外対応状況
- ④ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ⑤ 停電による主な影響状況
- ⑥ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ⑦ 従業員等の被災状況
- ⑧ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力(株)の総務室長、地域にあっては本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びニアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- ② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力(株)及び関西電力送配電(株)は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、加東市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、県知事に対して、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

9 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置

で対処する。

③ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧用資機材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込
- カ 宿泊施設、食糧等の手配
- キ その他必要な対策

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ市と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 大阪ガス株、大阪ガスネットワーク株の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア 大阪ガス株、大阪ガスネットワーク株の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感じた場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとす

る。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感じた場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。

イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、

テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

2 (一社) 兵庫県 L P ガス協会の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに（一社）兵庫県 L P ガス協会内に、兵庫県 L P ガス協会対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時における L P ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、L P ガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

イ ローラー作戦の展開

L P ガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、L P ガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、北はりま消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

また、災害により容器が流失し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ 高齢者等弱者対策

L P ガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ L P ガスの供給

ア) 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応

え、病院、避難所等を優先に L P ガスの供給を行う。

イ) 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、L P ガスの国家備蓄の放出に備える。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションに、L P ガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となったL P ガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になったときの返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿L P ガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1 西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の応急対策

西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

② 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。

③ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施

エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ 非常用可搬型ディジタル交換装置等の運用

カ 臨時・特設公衆電話の設置

キ 停電時における公衆電話の無料化

② 重要通信の確保

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

③ 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。-

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。

オ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

ア) 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話が輻輳した場合に提供を開始する。

イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

ア) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
- ・伝言録音時間…1 伝言当たり 30 秒間
- ・伝言保存期間…提供終了まで
- ・伝言蓄積数…1 電話番号当たりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時に知らせる。

イ) 「災害用伝言板(web171)」

- ・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・アクセス URL…<https://www.web171.jp>
- ・伝言登録数…伝言板（伝言メッセージボックス）当たり 20 件まで（20 件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。）
- ・伝言板（伝言メッセージボックス）数

利用者情報なしの場合：1件

利用者情報ありの場合：最大20件 ※利用者情報は、事前に登録が必要

・伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で6ヶ月）

・登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言1件当たり100文字）

・伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、

利用者情報の事前登録により、設定が可能。

・伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量 全国約800万件

エ 提供時の通知方法

ア) テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。

イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。

ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

エ) 行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

④ 復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

ア 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及びア以外の国の機関又は地方公共団体

2 KDDIの応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出

動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるとときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

3 ソフトバンク㈱の応急対策

ソフトバンク㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

- ① 情報収集及び被害状況の把握
設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保
- ② 防災組織の確立
災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。
また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

- ① 応急措置
大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。
- ② 応急復旧
移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧
基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。
- ③ 公共機関による復旧活動への支援・協力
災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。

④ 災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEB サイトで地図等を用いて情報を公開する。

4 楽天モバイルの応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確認

① 災害などに際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は協力の要請

(6) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第4 水道の確保

水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 応急措置の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設毎の復旧方法

① 貯水、取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水施設並びに給水管

配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目的に復旧を実施する。

③ 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第5 下水道の確保

下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の故障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県に広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

被災箇所の応急復旧にあっては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努める。

(1) 施設毎の応急措置・復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのいっ水

ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管管渠・排水路等へ緊急排水する。

ウ) 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電等

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

イ) 漏えい箇所の修復

ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

キ 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第17節 教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。

1 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。

(→「第3章 第4節 避難対策」の項を参照)

2 応急教育の実施のための措置

- (1) 児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。
 - ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
 - ② 校区の通学路や交通手段等の確保
 - ③ 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
 - ④ 学校給食の応急措置
- (2) 被災状況により次の措置を講じる。
 - ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
 - ② 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用
 - ③ 被災職員の代替等対策
- (3) 災害救助法が適用された場合の措置
学校の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。
 - ① 対象
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒
 - ② 学用品の品目
教科書、教材、文房具及び通学用品

3 心の健康管理

- (1) 被災児童生徒への心のケア
 - ① スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング
 - ② 電話相談等の実施
 - ③ 相談センター、加東健康福祉事務所、加東こども家庭センター等の専門機関との連携
- (2) 教職員の心の健康管理
 - ① グループワーク活動の展開
 - ② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

4 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

資料

14-1 文化財（有形）一覧

第18節 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。

1 災害発生時の措置

- (1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園及び保育所(以下「こども園等」という。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。
- (2) 園長は、被害状況等を勘案し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。

2 応急保育

- (1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。
- (2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。
- (4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。
- (5) 市は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第19節 警備対策

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1) 災害警備本部体制 A号
 - ① 県内における震度 6 強以上の地震を観測したとき。
 - ② 県内に大津波警報の発表があったとき。
- (2) 災害警備本部体制 B号
 - ① 県内における震度 6 弱の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波警報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。
- (3) 災害警備本部体制 C号
 - ① 県内における震度 5 強の地震を観測したとき。
- (4) 準災害警備本部体制
 - ① 県内における震度 5 弱又は震度 4 の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波注意報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

2 災害警備体制の発令等

- (1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。
ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。
- (2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危機の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第20節 旅客、帰宅困難者対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第21節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1 家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

2 飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 主要作物

県及び農業関係団体と協力して、水稻育苗施設等の破損箇所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を行う。

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

5 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害防止策について定める。

第1 土砂災害

- (1) 県及び関係機関と協力して、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

第2 道路

道路管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- (3) 河川管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る。
- (4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第4 ダム

ダム管理者は次の措置を講じるものとされている。

- (1) ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- (2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や市民への周知を行い、速やかに貯水を低下させる。

第5 ため池

- (1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、市へ報告するものとする。
- (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減
- (3) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

第8 宅地

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設
- (3) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。

第9 公園

- (1) 管理する公園について、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握とともに、必要により使用の制限及び応急復旧工事等を実施する。
- (2) 点検結果及び応急対策について、県に速やかに報告する。

第4章 大規模事故等災害応急対策計画

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第1節 基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第1 組織の設置

市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「（事故）災害対策本部」という。）を設置する。

1 設置基準等

（事故）災害対策本部の設置基準等は次のとおりとする。

（1）設置基準等

（事故）災害対策本部	
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①消防庁が定める火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ②災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	市役所
業務	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。事務の分掌は風水害対策等を準用する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「加東市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

（2）火災・災害等即報要領の直接即報基準

① 交通機関の火災

ア 航空機火災

イ トンネル内車両火災

ウ 列車火災

② 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）

を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

イ 負傷者が5名以上発生したもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

エ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ア) 河川へ危険物等が流出し、防除又は回収等の活動を要するもの

イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難又は道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

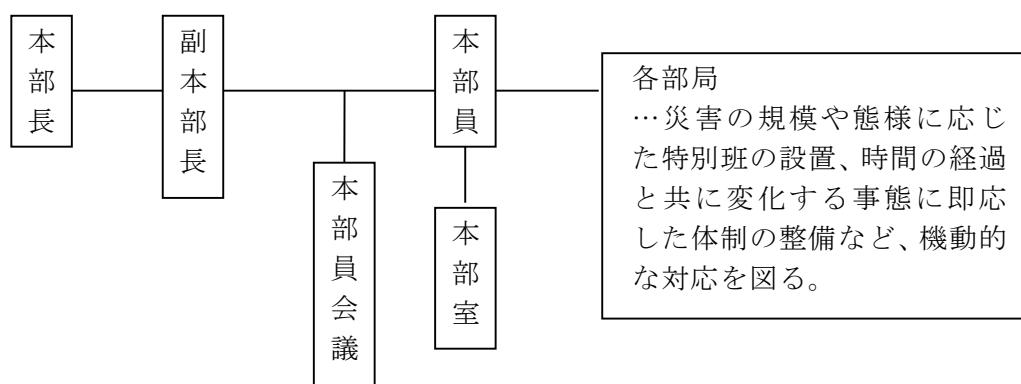
カ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

③ ホテル、病院、映画館及び百貨店において発生した火災

④ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 組織体制

（事故）災害対策本部の組織は次のとおりとする。



本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本部員	各部長及び秘書広報課長
各部局	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位)役職名

- ① 副市長
- ② 教育長
- ③ 技監

第2 配備、動員

1 配備体制

総務財政部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。

これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

配 備 基 準

組 織	配 備	配 備 基 準		
		配 備 基 準	配 備 職 員	態 勢
(事故) 災害警戒体制	1号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ②その他限定期ではあるが被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	あらかじめ定めた人員(少数)	防災課を主として情報収集・連絡調整にあたることができる体制
(事故) 部 災害対策本	2号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達する災害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ②その他大規模な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。	事故等による災害の状況に応じて応急対策活動に移行できる人員	防災課及び関係部課等を主として応急対策活動に当ることができる体制

	3号配備	大規模事故等により 災害救助法の適用を受ける 重大な災害が発生、又は発生 のおそれがあるとき	全職員	必要に応じて臨時・嘱託 職員も配備し応急対策活 動に当る体制
--	------	---	-----	--------------------------------------

2 動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

① 勤務時間内

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット等を活用する。

② 勤務時間外

配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、指令を受けた部長は連絡網により所属職員に伝達する。

(2) 消防団員を兼務する市職員の配備

消防団員を兼務する職員は、参集及び活動にあたり、所属長の指示に従うが、指示があるまでは消防団長の指示に従う。

(3) 市の臨時・嘱託職員の配備

第3非常配備において職員が不足する場合、本部長は市の臨時・嘱託職員に災害対策業務への従事を指示する。

指示された職員は、所属長の指示に従って災害対策に従事する。

(4) その他の対策要員

市は、災害対策を実施するため、必要に応じて、自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第2節 情報の収集・伝達及び報告

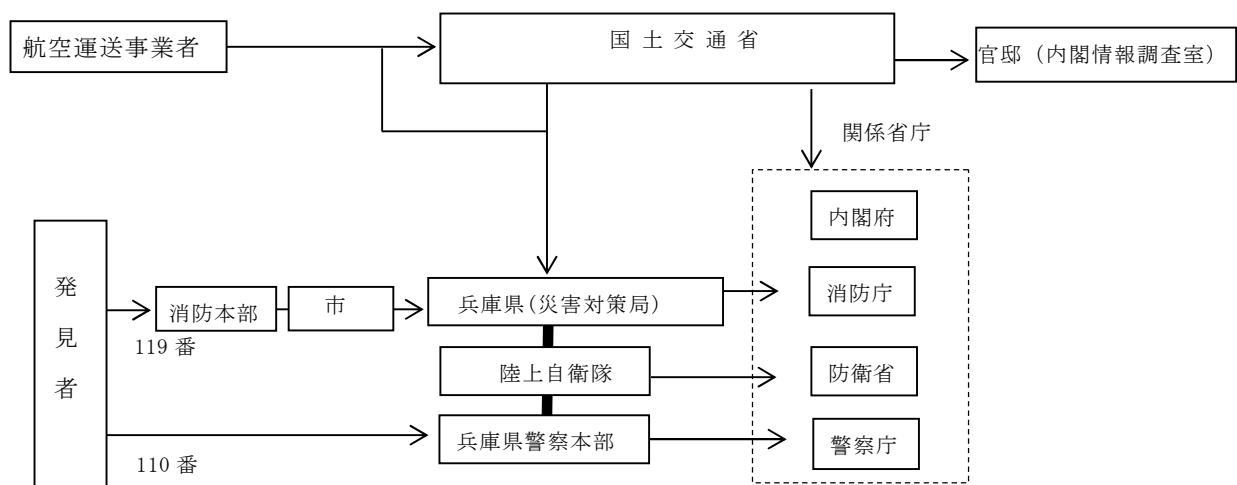
災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報の収集・伝達

1 航空機墜落事故災害の第一報の情報伝達

航空機墜落事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

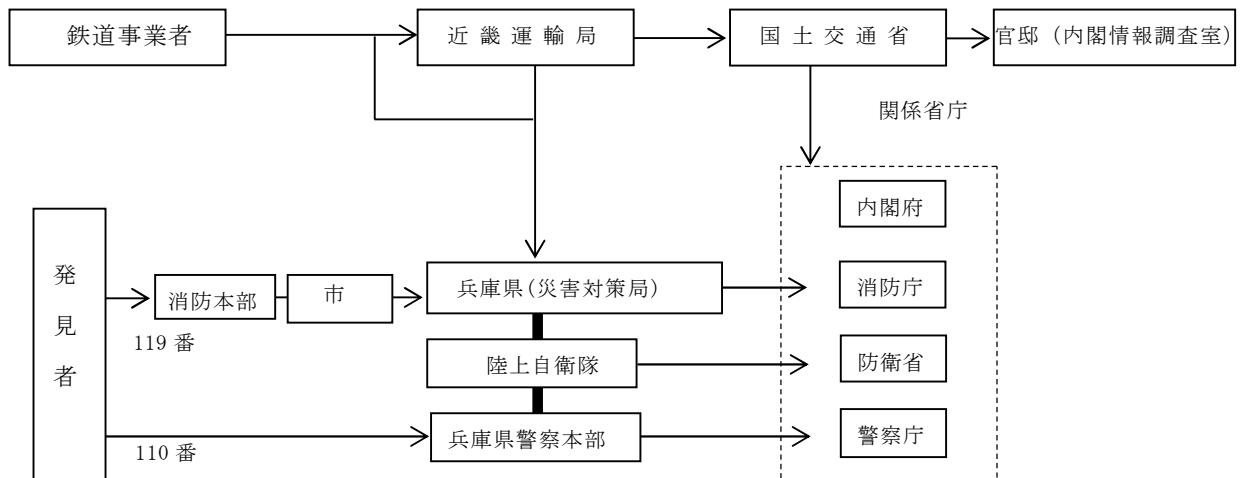


2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

なお、危険物の漏えい等の場合は第11節に掲載の系統図による。



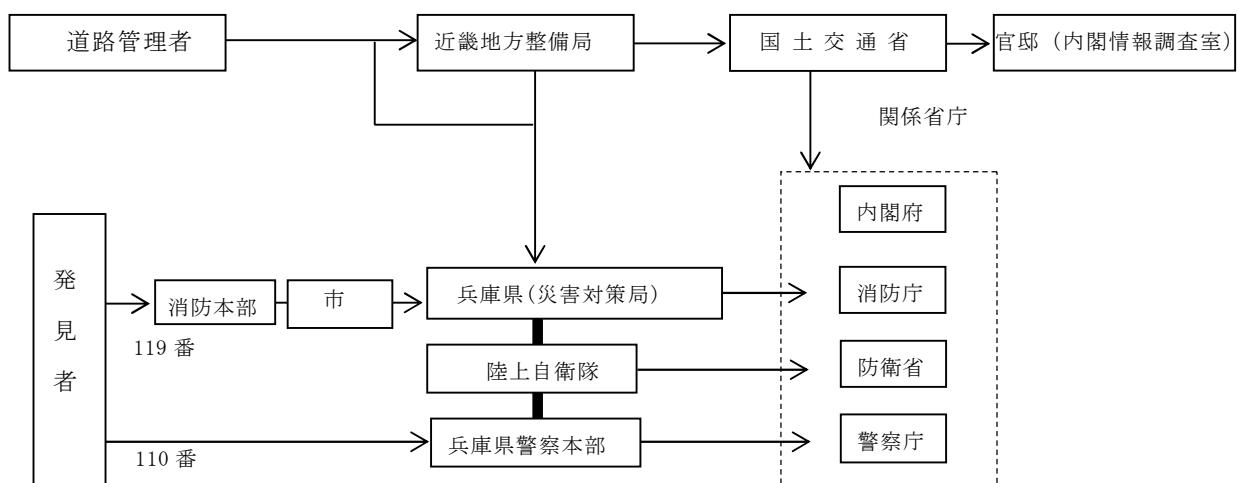
3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

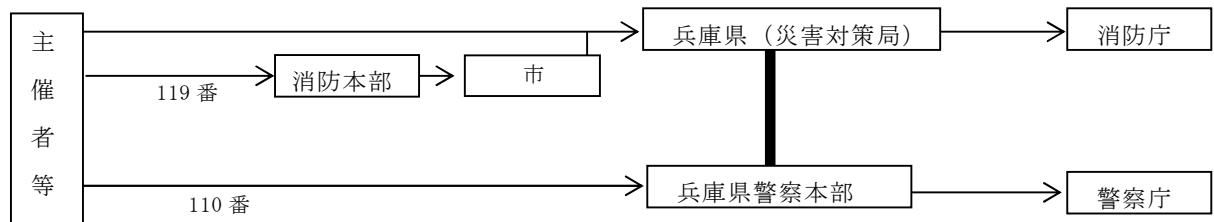
なお、危険物の漏えい等の場合は第11節に掲載の系統図による。



(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。



第2 (事故) 災害の報告

1 報告基準

以下の種類の災害が発生したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に情報を報告する。

〔火災〕

- (1) 交通機関の火災（航空機火災、トンネル内の車両火災及び列車火災）
- (2) 特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの（例えば、消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等）

〔危険物等に係る事故〕

危険物、高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

- (例)・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
- ・負傷者が5名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
 - ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
 - ・海上、河川への危険物等流出事故
 - ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
 - ・その他、事故の発生携帯、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

〔救急・救助事故〕

- (1) 死者5名以上の救急事故
 - (2) 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5名以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
 - (5) その他社会的に影響度が高い救急・救助事故（例えば、列車の衝突及び転覆、バスの転落並びにハイジャック及びテロ等）
- (例)・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

2 報告系統

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告する。

ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

3 報告手段

災害情報の報告は、以下の手段による。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。
 - ア 交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）
 - イ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
 - ウ 救急・救助事故
死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの
 - ア) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - イ) バスの転覆等による救急・救助事故
 - ウ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ② 多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(2) 災害概況即報

災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、→はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部）→ 県（災害対策本部）→ 国（消防庁） * 通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） ↓ → 国（消防庁） * 県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） ↓ → 国（消防庁） * 県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕→ 県（地方本部）→ 県（災害対策本部） (文書) ↓ 国（消防庁）

第3 被害調査

1 所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があつたものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) 被災者台帳の作成

調査結果を基に、被災者台帳を作成する。

3 その他

車両等で移動した被災物にあっては移動に関与した者の確認を求めておく。

資料

3-2 関係機関等の連絡先一覧

3-5 調査事項・報告先一覧

3-6 県への要請事項・報告先一覧

第3節 防災関係機関等との連携

第1 専門家・専門機関等への協力要請

大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に對して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

- ① 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- ② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ③ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- ④ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- ⑤ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ⑥ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ⑦ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ⑧ 代替交通対策
- ⑨ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、市が県と協議の上、負担する。

第2 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣の要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、大規模事故災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

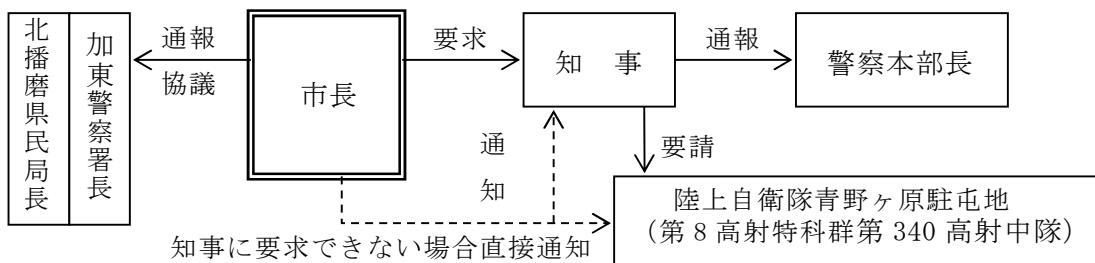
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路



2 要請先等 ※連絡先等一覧

区分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911~9912 (時間内外とも)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911~9912
自衛隊	陸上自衛隊青野ヶ原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 平日 531 土日祝 403

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助 (通常、他の救援作業等に優先して実施)
- (3) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具 (必要な場合は、航空機等) による消防機関への協力 (消火剤等は、通常、関係機関が提供)

- (4) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (5) 応急医療及び救護
被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は、通常、派遣要請者が提供）
- (6) 通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (8) 危険物等の保安及び除去
能力上可能なものについて、危険物等の保安措置及び除去
- (9) その他
その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものと除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものと除く。）

7 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- (2) 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。
〈自主派遣の判断基準〉
 - ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

- ③ その他災害に際し、上記の①～②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合
- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

第3 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受入れる場合、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

2 消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防相互応援体制

① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部を経由して応援要請を行い、その後市長に報告する。

② 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資料

4-1 協定一覧

5-1 消防の体制

第4節 災害救助法の適用

1 適用基準

(1) 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

- ① 市内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

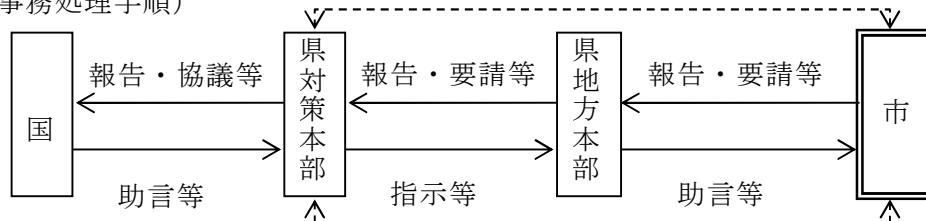
- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。

知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知するものとされている。

(事務処理手順)



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルート

2 救助内容

(1) 実施項目

市(各部)は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
遺体の搜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

資料

- 12-1 災害救助法による救助の基準
- 12-2 災害救助事務フローチャート

第5節 救援・救護活動

第1 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

1 捜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じ、県、北はりま消防本部及び大阪航空局等と連携して、多様な手段を活用し、捜索を実施する。

2 救助活動

- (1) 必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

3 消火活動

- (1) 北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。
- (2) 北はりま消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。
- (3) 北はりま消防本部は、警察、市と連携して、市民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

4 避難誘導活動

列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察の協力を得て付近住民に対して、避難のための立退きの指示を行う。

第2 救急医療活動

1 現地救護所の設置

必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。特に、被災地と医療機関との位置関係又は負傷者等の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者等の搬送に時間がかかるため、現場での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

2 トリアージの実施と現場での医療活動

必要に応じ、(一社)小野市・加東市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危険に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

3 特殊な治療活動の実施

- (1) 航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急救度が高いことを考慮し、現地への救護班等の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。
- (2) 鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急救度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

4 負傷者等の搬送先の確保

- (1) 負傷者等の搬送については、原則として北はりま消防本部が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図る。その際、災害救急医療情報システムを活用し、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急救度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮する。
 - ① 救急告示病院・診療所
 - ② その他の医療施設
 - ③ 現地救護所
 - ④ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- (1) 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
 - ② 応急的に調達した車両の活用
 - ③ 隣接市町の応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。
また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

6 医薬品等の供給

救護所等で使用する医薬品等を確保する。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、災害薬事コーディネーター・加東健康福祉事務所と連携し、補給及び調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては、事故等責任機関の負担とする。

8 特殊な医療活動等への対応

(1) 多発外傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 北はりま消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、医療機関に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示病院等の医療機関へ負傷者を搬送する。場合により（一社）小野市・加東市医師会等に協力を依頼する。

イ 北はりま消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動を要請する。

② 二次搬送等

ア 医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

イ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

① 現場から医療機関への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 北はりま消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者等を発見した場合は、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

イ 北はりま消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動を要請する。

② 二次搬送等

ア 医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部へ二次搬送の要請をする。

イ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

① 原因物質の特定

ア 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した北はりま消防本部、警察署等は、速やかに医療機関に情報提供するとともに、原因物質の特定が困難な場合は、(公財)日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

イ 北はりま消防本部、警察署、医療機関、加東健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料(尿、血液等)と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

② 二次搬送等

ア 北はりま消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用しつつ、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

イ 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市(健康福祉部)に解毒剤の確保を依頼する。

市は、解毒剤の確保ができないときは、県(薬務課)に要請する。

ウ 医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

エ 消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(4) 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整えるものとされている。

第6節 緊急輸送活動及び代替輸送

災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。

第1 交通確保対策

1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者は、警察と緊密に連携して、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

2 緊急通行車両の確認

市は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

市は、負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会による道路交通法及び災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

② 応急復旧業務の実施

建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

4 航空交通の確保

あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。

また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

5 代替輸送の実施

道路災害発生時において、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施並びにバス路線の変更等の対策を実施する。

第7節 こころのケア対策

1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県と連携して、情報の提供や知識の普及に努め、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

2 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次とおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には、P T S D（心的外傷後ストレス障害）の症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合は、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

第8節 遺体の火葬等

1 遺体の身元確認の協力

警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。

2 遺体収容場所

次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所及び遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備及び水道設備を有していること。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施設名	所在地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町435番地88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

第9節 雜踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

1 関係機関の情報連携

市及び北はりま消防本部は、行事の主催者等、警察、(一社)小野市・加東市医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雜踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。
- (2) 北はりま消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

3 雜踏事故発生時の対策

(1) 行事の主催者等

行事の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に北はりま消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 北はりま消防本部

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
- ③ 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活用し、災害拠点病院、(一社)小野市・加東市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

- ① 行事の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。
- ② (一社)小野市・加東市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。

第10節 危険物等への対策

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関する、保安及び応急対策について定める。

第1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

第2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

1 連絡通報

- (1) 責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番で北はりま消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- (2) 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

2 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

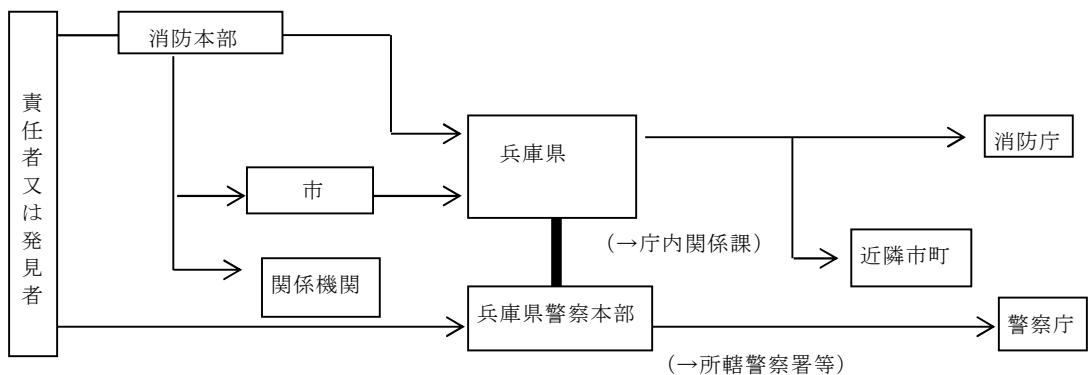
第3 防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

1 災害情報の収集及び報告

北はりま消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

情報系統図（第1報）



2 災害広報

- (1) 市は、県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安・混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。
- (2) 市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

3 危険物等の特定

- (1) 北はりま消防本部、警察、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。
また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。
- (2) 市は、県その他関係機関と協力して、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

4 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、北はりま消防本部、警察、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

- (1) 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること
- (2) 負傷者等を汚染された環境から搬出すること
- (3) 負傷者等の除染を行うこと

北はりま消防本部及び警察は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。

5 救急搬送等

北はりま消防本部は、医療機関、(公財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6 消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

7 避難

市長は、警察と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

8 環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

9 市民救済対策

市は、企業、県、その他関係機関と合同して、市民の救済対策を講じる。

10 風評被害の影響の軽減

(1) 市は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

- ① 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- ② 被災した構造物等の復旧状況
- ③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- ④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

(2) 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第11節 災害情報等の提供と相談活動

市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。

第1 災害広報

1 留意事項

- (1) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国及び県と協力して、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
- (2) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- (3) 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を隨時入手したいというニーズに応えるため、あらゆる媒体を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。
- (4) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、必要に応じ、大規模事故後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

2 広報の内容

被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

広報事項の内容については、確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- (1) 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
- (2) 避難の必要性の有無
- (3) 危険物等に対する対応
- (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (5) 相談窓口の設置状況

3 広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- (1) 広報車

- (2) 防災行政無線
- (3) C A T V
- (4) インターネット、スマートフォンアプリ、かとう安全安心ネット

第2 相談活動

1 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

2 安否確認等の相談

- (1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法及び市個人情報保護条例を踏まえて対応する。
- (2) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。
- (3) 市は、航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、県警察本部、医療機関、県と、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。
- (4) 市における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。
- (5) 市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図られるよう普及啓発に努める。

第5章 個別対策

大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。

第1 大規模火災・危険物事故災害応急対策

1 大規模火災応急対策

(1) 消火体制

北はりま消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

(2) 他機関との連携

市長は、必要に応じ知事に自衛隊の出動を要請する。

(3) 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等の応援を求める。

(4) 市民、自主防災組織等との連携

① 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたるものとする。

② 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防隊に協力するよう努める。

2 林野火災応急対策

(1) 消火体制

北はりま消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

また、北はりま消防本部は、近隣市町、警察等関係機関に通報する。

(2) 広報活動

北はりま消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対して防災行政無線、C A T V、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知するものとする。

自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用

北はりま消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携

北はりま消防本部は、警察と相互に協力する。

(5) 消防活動

北はりま消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、兵庫県消防防災航空隊へ通報し、空中消火体制を要請する。

〈 空中消火体制の主な準備事項 〉

- ① 陸空通信隊の編成
- ② 林野火災用防災地図の作成
- ③ 空中消火補給基地の設定
- ④ ヘリポート等の設定
- ⑤ 空中消火用資機材等の点検・搬入

(6) 避難、救出等

市は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、警察には、応急活動に必要な交通規制を要請する。

3 危険物事故の応急対策

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

① 通報

直ちに北はりま消防本部に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や近隣企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずる。

③ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

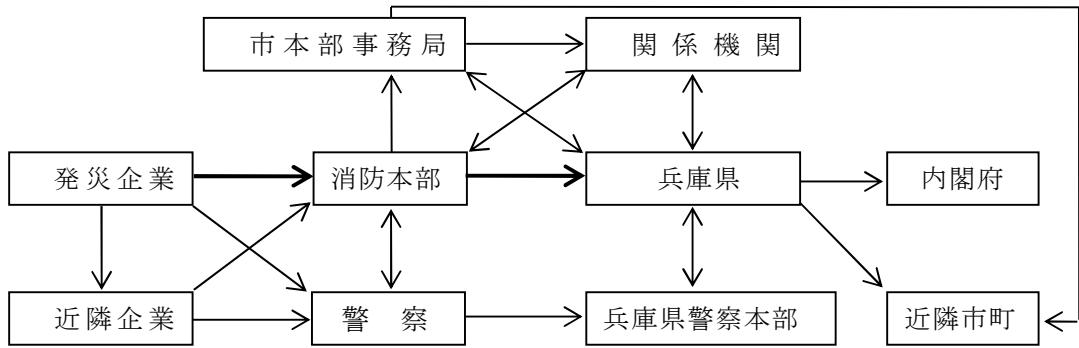
④ 市民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

(2) 関係機関

① 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



② 災害広報

県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安及び混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ及び災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業所、警察、北はりま消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療事務を実施する。

④ 消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑤ 避難

市長は、警察と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

⑥ 給水

必要に応じ飲料水を供給することとする。

⑦ 市民救済対策

企業、県及びその他関係機関と合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区的拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

4 高圧ガス事故応急対策

(1) 緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

- ① 状況により、設備を緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
- ④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況により、防災要因以外の従業員の退避
- ⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検

⑦ 交通規制

(3) 防災資機材の調達

北はりま消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。また、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。市は、必要に応じ避難の指示を行う。

5 火薬類事故応急対策

(1) 緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 避難

市は、必要に応じ付近住民への避難指示を行う。

6 毒物・劇物事故応急対策

(1) 事業者等の通報

事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、市、加東健康福祉事務所、北はりま消防本部及び警察等へ緊急通報を行う。

(2) 応急措置

北はりま消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

(3) 避難

市長は、必要があれば避難の指示を行う。

7 突発重大事案応急対策

(1) 突発重大事案発生時の対応

市長は、事故現場に出動した警察、北はりま消防本部等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報することとする。

(2) 現地災害対策本部

① 市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

② 現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 広報

ウ 防災関係機関の情報交換

エ 防災関係機関相互間における応急対策の調整

オ 防災関係機関に対する応援要請

カ その他必要な事項

③ 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

④ 市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止することとする。

(3) サリン等の発散による被害発生時の措置

① 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

② 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察等に通報するものとする。

③ サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失すことなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等による場合は、「加東市国民保護計画」に基づき総合的な対策を行う。

(4) 突発重大事案における警察活動

警察の行う初動措置に協力する。

※警察は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととされている。

- ① 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- ② 雜踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- ③ 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
- ④ 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- ⑤ 遺体の収容及び検視
- ⑥ 被災（害）状況の調査
- ⑦ 広報活動
- ⑧ その他必要な措置

第2 原子力事故災害応急対策

1 通報・伝達・情報提供

(1) 災害即報

次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

② 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市にあったもの（原子力災害対策特別措置法第10条）

(2) 発見者の通報

放射性同位元素取扱事業所外において管理下にない放射性物質を発見した者は、その旨を消防本部、警察に通報するとともに、原子力規制委員会へ連絡する。

(3) 情報提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。

なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。

① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。

なお、その際、周辺住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

② 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うものとされている。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認するものとされている。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

2 モニタリング活動

(1) 市内への影響調査

国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し市内への影響を調査する。

(2) 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

市は、国からの指示等により、県が実施する水道水、流通食品、農林水産物等の放射性物質の濃度測定が円滑に行われるよう協力する。

3 避難対策、交通規制

(1) 屋内退避の指示

国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、屋内退避の必要性について速やかに市民に対し広報を行う。

(2) 屋内退避の際の注意事項

屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(3) 避難・一時移転の実施

国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、O I Lの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施する。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(4) 避難退域時検査の実施

市民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

① 避難退域時検査場所の開設

次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設する。

- ・市民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ・検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ・検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ・資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

② 避難退域時検査場所の運営

国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の運営を行う。運営にあたっては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、(公財)高輝度光科学研究センター、(公社)兵庫県放射線技師会の支援を得る。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ市民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

③ 避難退域時検査及び簡易除染の実施

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(原子力規制庁)により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

(5) 避難所の開設・運営等

市民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行う。

(6) 広域一時滞在

① 県内における広域一時滞在

県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災者の受入れを協議する。

市が協議を受けた場合、被災者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、避難所を提供する。

② 県外への広域一時滞在

他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求める。

(7) 福井県若狭町からの避難者の受入れ

① 広域避難に係る情報伝達と受入準備

警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

全面緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。さらに、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

O I Lに基づく避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

② 受入れができない場合

災害等やむを得ない理由で広域避難の受入れが困難となった場合、速やかに県に報告する。

③ 避難所の開設・運営

ア 避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

イ 避難所における受入れにあたって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

ウ 避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。避難者の受入れがおおむね完了し、福井県若狭町による避難所での運営体制が整った段階で、福井県若狭町と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を福井県若狭町に引き継ぐ。ただし、福井県若狭町と協力して、直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

エ 避難所の開設時には、他の自然災害と同様に避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

オ 福井県若狭町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、福井県若狭町の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。

カ 病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について県を通じて福井県に調整を依頼する。

④ 避難者の相談及び情報提供

避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう福井県若狭町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

福井県及び福井県若狭町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

(8) 交通規制等

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

道路管理者は、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民に周知する。周知にあたっては、あらゆる広報媒体を活用する。

警察は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施する。

警察は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施する。

4 医療及び健康相談

(1) 健康相談等の実施

国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

(2) 相談窓口の設置

加東健康福祉事務所等に心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者的心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

(3) 医療救護活動の実施

① 汚染状況の検査及び除染等

必要に応じて、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあっては、避難退城時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

② 専門医療機関への搬送

簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。

5 消火・救急救助活動

(1) 情報受信時の措置

北はりま消防本部は、事業者等から火災や事故発生の通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出及びそのおそれの有無を確認する。状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射線物質及び放射線の放出があるものとして対処する。

(2) 現場での対応

北はりま消防本部は、現場において次の対応を行う。

① 現場活動前の状況確認

現場の事業者から放射性物質や放射線の状況、部隊到着までに事業者がとった措置の内容等の情報を入手するとともに、輸送中の事故については輸送車両（L型輸送物を除く）に義務づけられている携行書類（緊急時の連絡先や輸送している物質などについて記載）を確認したうえ、作戦を決定する。

② 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間、隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定する。

目的	設定の基準	留意点
放射線危険区域及び準危険	空間線量の測定値が、バックグラウンドレベル（平時の放	・空間線量率が上昇した場合は後退して設定

区域が設定されるまでの間の不要な被ばくと汚染拡大防止	射線量) と同程度であり、かつ、周囲の状況や関係者情報から現場指揮者がそれ以上進入することが危険であると判断した位置に設定	・警戒テープや標識で表示 ・除染区域等を設定することを考慮 [区域設定後] ・防護措置を行っている者のみ進入可 ・汚染検査等を行った者のみ退出
----------------------------	---	---

③ 放射線量の確認

事業者に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて北はりま消防本部でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携する。輸送中の事故については、B型輸送物や一部のA型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられているため、これの活用も考慮する。

④ 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

区分	被ばく線量限度	個人警報線量計の警報設定値
通常の消防活動	1回活動あたり 10mSv 以下	左記の値未満で設定
人命救助等の緊急時滑動	100mSv	30～50mSv の範囲で設定

⑤ 放射性危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定する。

	目的	設定の基準	留意点
消防警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動エリアの確保 ・市民等の立入制限 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリアージ場所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 <p>※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から 100m の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市と連携して市民の迅速な避難・退避を実施
準危険区域	・汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリアージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施
放射線	・不要な被ばくと汚染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれ考慮して広く設定

危 險 区 域		の条件を考慮し設定 ①0.1mSv/h 以上の放射線 が検出される区域 ②火災等発生時に放射性 物質の飛散が認められ又 は予想される区域 ③煙、流水等で汚染が認め られ又は予想される区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープ及び標識等により範 囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を 着用 ・区域が事業所境界線を越え る場合、市と連携して市民 の迅速な避難・退避を実施
------------------	--	--	---

⑥ 消火・救助活動の実施
被ばく線量をできる限り少なくするよう被ばく管理など安全管理を図りつつ、消火・救助活動を実施する。消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意する。

⑦ 汚染検査・除染措置の実施
準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置する。業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施する。消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施する。傷病者については、汚染検査の前に医学的トリアージを実施する。

⑧ 救助活動
重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する。汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。

(3) 応援の要請
北はりま消防本部は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

6 飲料水等の摂取等の制限

(1) 飲料水の摂取制限
水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限
市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

7 制限の解除、風評被害対策

(1) 各種制限措置の解除
① 各種制限措置の解除

県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

② 安全宣言

市及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

(2) 風評被害対策

国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進、及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

第3 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

1 組織の設置

加東市内及び近郊で高病原性鳥インフルエンザ発生のおそれがあるときには、「加東市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部設置要綱」に基づき、加東市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部を、高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、「加東市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、加東市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

2 応急対策の実施

対策マニュアルを作成し、速やかに情報を把握するとともに、対策マニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

資料

2-11 危険物施設数一覧

3-2 関係機関等の連絡先一覧